

# ヘルパーさんの1日に密着

8:30 出勤または直行  
1日のスケジュール確認・記録の整理

11:00 1件目の利用者宅を訪問

●サービス内容：生活支援（調理・掃除・服薬確認）  
1人暮らしの利用者で、週3回訪問し、家事の支援を行っています。血圧や体温を測って体調確認後、一緒に本日の昼と夜に食べる料理の調理内容の確認を行います。  
おいしい料理が出来上がり、利用者も喜んでいました。その後、薬や明日のデイサービスに着ていく洋服の確認をして、事務所に帰ります。

12:00 帰社（昼休憩）

14:30~15:30

本日退院された方の担当者会に出席。明日からの自宅生活に必要な介護サービスについて検討します。

16:00 2件目の利用者宅を訪問

●サービス内容：身体介助（入浴支援・水分補給）  
週1回利用の利用者で、シャワーチェアや浴槽に入りやすいようにボードを使用し、入浴支援を行います。血圧や体温の測定中から楽しい会話が弾みます。最後に、浴室の片付けと脱水予防のため水分摂取の声掛けを行い、記録を取り事務所に帰ります。

17:00 帰社

17:15 退社



できるところは本人にも手伝ってもらい、できないところを支援します。



自分では洗えない足の先や背中を洗いながら、皮膚状態の観察もしています。



事務所では訪問の記録を取ったりしています。訪問するときは1日1~2件、多いときは4件ほどです。土日に仕事が入るときもありますが、みんなでシフトを組みながら休みを取ることができます。利用者に喜んでもらえるのが嬉しいです。

# ホームヘルパーのお仕事の「やりがい」と魅力を紹介

ホームヘルパーとは、在宅で生活している高齢者や障がい者が、不自由なく過ごすことができるようにサポートする仕事をいいます。介護と聞くと、施設やデイサービスで働く介護職員のことを思い浮かべる人もいるでしょう。しかし、ホームヘルパーは介護職員と違い、利用者のご自宅を訪問し、介護サービスの提供を行います。今回は、ホームヘルパーの仕事について解説します。

ホームヘルパー（訪問介護員）  
ってどんな仕事をするの？

介護保険制度で介護認定（要支援または要介護1以上）を受けられた方に対し、心身の特性を踏まえ、医療や福祉サービス、行政などの連携をもとに、能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、ホームヘルパー（訪問介護員）がご自宅を訪問し、利用者のニーズに合わせた必要な介護サービス（身体介護・生活援助）を提供します。

①身体介護（食事や入浴・排泄の介助など）

日常的な介護を必要とする利用者に対し、身体機能向上・維持のための必要なサービスを提供します。食事や入浴、排泄など利用者の身体に直接触れる介護や着替え、洗顔、歯磨きなどの生活動作の支援を提供し、ご自宅での自立を支援します。

②生活介助（買い物代行や掃除洗濯など）

利用者が独居、またはご家族が病気などの場合に、自立支援やご家族の負担軽減の為に必要な掃除・洗濯・調理・薬の受取り代行などの支援を提供します。利用者ができることは維持できるように見守り、困難な動作に対しては支

援をします。（※利用者以外への洗濯・調理・買い物等の支援はできません）また、障がい者総合支援法に基づき、障がい者の方の在宅生活を支援する居宅介護事業も行っていきます。身体・知的障害のある方、精神障害のある方、障がい児、難病患者の方も支援しています。

③通院等乗降介助（乗車・降車の介助など）

おもに、自分で通院が難しい利用者に対して、通院に必要な車、タクシーへの乗車、降車のお手伝いなど移動時の支援をします。移動以外にも通院前の着替えなどの準備や病院での受診手続きなども行います。

ホームヘルパー（訪問介護員）  
の仕事の「やりがい」を紹介

①サポートすることで住み慣れた環境での生活が維持できる

障害や疾病により、自宅での生活が難しくなった方に対し、必要な部分に支援を行うことで、住み慣れた環境（地域・自宅）で生活していただけることややりがいを感じます。

②きめ細やかな対応ができる

訪問介護の場合、まとまった時間で基本的に利用者一人に対してヘルパーが一人に対応するので、その人に合ったサービスが提供できます。また、在宅だからこそ利用者の困っていることにすぐ気付くことができ、体調の変化やケアに結び付けることができます。

③利用者のできることが増え、生活の質の向上が図れる

利用者が、一人でできることが増えることで利用者の生活の質が上がり、その過程に立ち会えることがやりがいと感ずることが多いです。

④利用者との心が交流が図れる

利用者の中には、家族と離れて生活し、日常生活に寂しさを感じている方もいます。サービスの提供をしていく中で、共に時間を過ごしコミュニケーションを図ることで、寂しさを軽減できることややりがいを感じています。



管理者兼サービス提供責任者  
河野 梨香さん



# 錦江町社会福祉協議会の ホームヘルパー勤務形態

## 仕事内容

高齢者等の自宅を訪問し、身体介護（入浴・食事等）や生活援助（掃除・洗濯・調理等）の介護等サービスを行います。

## 登録ヘルパー

### ●給与

時給 900円（日曜日～土曜日） 午前8時～午後6時までの間  
時給 1,125円 早朝（午前6時～午前8時までの間） / 夜間（午後6時～午後10時までの間）

### ●移動手当、身体介助手当等各種手当あり

### ●勤務日及び勤務時間

○希望する曜日で、1日1時間からの勤務も可能です。  
○ライフスタイルにあった働き方ができます。 ○未経験から始めても楽しく働けます。  
○自由な時間帯で働きやすいです。 ○家事と趣味とパートと、ちょうどよい働き方ができます。

### ●待遇

雇用保険（週20時間以上勤務した場合）、労災保険、有給休暇、健康診断（年1回）、活動着貸与

# ホームヘルパーの魅力について

## ●ご家族の負担を減らせる存在

在宅で介護をされているご家族は、身体的にも精神的にも大きな負担がかかっています。負担が大きくなると、介護疲れの原因となり、介護をされている方が倒れてしまうケースもあります。ヘルパーが訪問させて頂くことで、介護者の負担軽減と困りごとへの助言などを行い、利用者へも適切なケアを提供することができ、結果、少しでも自宅での生活を長く続けて頂けることに魅力を感じています。

## ●人の生活をより良い方向に導くことができる最高の仕事

何か自分にできることがあれば、誰かの役に立ちたいと思われたい方もいらっしゃるかと思います。例えば、週に1回1時間のサービスだとしても、積み重ねていくことにより、利用者様の小さな変化に気付くようになります。そして、その情報をもとに、今の生活の中で、本当に必要なサービスを他事業者のスタッフとも検討し、継続的に支援していくことの大切さを実感できる仕事です。

## ●ホームヘルパー自身もまた成長し

## ていくことができる仕事

ホームヘルパーの仕事は、利用者の生活や人生に寄り添うことにより、生活をしていくことや、生きていくことに対して、多くのことを学ばせて頂いています。

笑いもあれば、涙もあり、ホームヘルパーの仕事は、その中で自分自身も成長させてくれる、とてもやりがいのある仕事だと思っています。



## ●利用者から嬉しい言葉をかけられたとき

時には、キツイ口調で言われたりして、いい事ばかりの仕事ではありませんが、笑顔の少なかつた利用者や介護に疲れ気味のご家族から、『笑顔』や『感謝の言葉』をいただいた時には、特に『魅力』を感じます。

## ●身内に介護者が出たとき役立つ

身体を動かす際に補助したり、

寝かせたり・・・介護をするには、少しの工夫で、かなりの負担を軽減することができます。こうした知識は、身内に介護者が出たときや、知人に教えることができます。きは、この仕事の経験を活かすことができます。

## ●高齢者と接することで学べることもある

ホームヘルパーの仕事をする事によって、「目の前にいる、この方の役に立てる」と思いを持つことができます。しかし、あくまで私たちがホームヘルパーは、利用者が自宅で日常生活が送れるよう、支援する側であることを忘れてはいけません。

## 『介護』に対し3K（きつい）という言葉もあるように、大変な仕事

というイメージをお持ちの方も多いと思いますが、実際、介護の仕事に就いてみると大変なことはかなりではないと感じるスタッフも多いです。また、働き方改革や処遇改善などの国の施策や、それぞれの介護事業所の努力もあり、介護の職場環境は年々改善されてきています。

陰でサポートする私たちですが、サービスを続けていくことによ

て、利用者様から「あなたに会えるのを待っていたよ」「訪問してもらえるおかげで、何とか家で生活できている。ありがとう。」と感謝の言葉をかけていただく度に、この仕事に対する『魅力』は、ますます強くなります。

## ●多職種に支えられている仕事

介護の仕事は、人と関わり協力し合うことにより成り立つ仕事です。ケアプランに沿ったサービスを提供しなければなりません。利用者の状態に対して、ケアの方法や対応に困ってしまうことがあります。その際、ケアマネジャーや他職種（医療機関・訪問看護など）に相談することができ、各職種の専門的な意見（助言）をもらうことができます。各職種の専門職が一つのチームのように連携して、在宅での生活を支えることができます。



# ホームヘルパーの資格を取りたい方 社協が全面的にバックアップします。

## ●ホームヘルパーとして働くには資格取得が必要です。

ホームヘルパーは、高齢者や障がい者に対して、専門的なサービスを提供する必要があります。そのため、介護職員初任者研修を受けていなければホームヘルパーになることはできません。

錦江町社会福祉協議会では、ホームヘルパーの資格を取りたい・・・！という方に、資格取得に係る経費（通学にかかる交通費は除く）を全額補助しています。

## ●介護職員初任者研修

この資格は、介護の入門のような資格で、介護について初歩的なことからじっくり学ぶことができます。今まで、介護の仕事に携わったことがない人や、介護初心者の人は、この資格を取得することからはじめましょう。二〇時間の講義を受け、試験に合格することで取得することができます。

これまで紹介してきた、介護の仕事の「やりがい」「魅力」伝わりましたでしょうか？

ぜひこの機会に、介護の仕事に少しでも興味を持っていただけたらと思います。

もっと詳しく、ホームヘルパーについて聞きたいことなどありましたら、気軽に相談ください。



## 相談先

錦江町社会福祉協議会  
Tel 0994-22-2000  
錦江町役場介護福祉課  
Tel 0994-22-3042